



平成30年2月13日

各位

上場会社名 株式会社ルックホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 多田 和洋
(コード番号 8029 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 高山 英二
(TEL 03-3794-9148)

譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入等を決議し、本制度の導入等に関する議案（以下「本議案」といいます。）を平成30年3月29日開催予定の第56回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の交付のために金銭債権（金銭報酬債権）を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る金銭報酬債権の報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成19年3月29日開催の第45回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額3億円以内とすることにつきご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から付与された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の報酬の総額は、年額6千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、取締役会決議に基づき、当社が対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年180,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式

の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。なお、当社が本日公表した「単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ」にてお知らせの通り、本株主総会によるご承認が得られた場合には、効力発生日である平成 30 年 7 月 1 日をもって、当社普通株式は 5 株につき 1 株の割合で株式併合され、同日以降、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる普通株式の総数は年 36,000 株以内となる予定です。

なお、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社普通株式 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、概要、①一定期間（譲渡制限期間）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。本株式は、譲渡制限期間中の第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員、当社子会社の一部の取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対しても、取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式の交付のための報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

3. 取締役の金銭による報酬額の改定

本制度に係る対象取締役の報酬額を上記の通り年 6 千万円以内にすることに伴い、現行の取締役の金銭による報酬額について、従前ご承認いただいている年額 3 億円以内から 6 千万円減額し、年額 2 億 4 千万円以内（うち社外取締役分は年額 3 千万円以内）に変更することも本議案の内容といたします。

本株主総会において本議案をご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の交付のための報酬額と合わせた改定後の取締役の報酬額の合計（上限）は、現行の年額 3 億円以内と同額となります。なお、取締役の金銭による報酬額には、従前通り、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

以 上